

戦争する国への改憲は絶対に許されない

「安保法制懇報告」と、政府の「基本的方向性」の表明についての談話

2014年5月16日 農民運動全国連合会 会長 白石淳一

一、5月15日、安倍首相の私的諮問機関である「安保法制懇」が「報告書」を発表し、集団的自衛権の行使を禁止してきた従来の政府解釈の変更を公然と求めている。

集団的自衛権行使は、日本に武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するものであり、「武力行使」を禁止している憲法上の歯止めを外すことにほかならない。

これまで日本は、2001年のアフガニスタン報復戦争、2003年のイラク侵略戦争に自衛隊を派兵したが、憲法上の歯止めがかかっていた。集団的自衛権の行使が容認されれば、日本の自衛隊が米軍とともに戦闘行動に参加することになる。

安倍首相は「報告」を受けて閣議で政府解釈の変更を決定しようとしているが、一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えることは、立憲主義の否定であり、断じて容認できない。

農民連は、憲法破壊の「海外で戦争する国」づくりに、断固として反対する。

一、「報告書」は、集団的自衛権の行使について、発動条件を列挙して「必要最小限度」のものに限定するとしている。しかし、集団的自衛権の発動は、「政府が総合的に勘案しつつ、責任をもって判断すべき」としているように、政権の判断によって、海外での武力行使が際限なく拡大できるのであって、何ら「歯止め」にならない。

「武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久に放棄する」という憲法上の歯止めを外せば、集団的自衛権行使の可能性は無限定に広がることは明らかである。

一、「報告書」は、「具体的行動の事例」をあげ、集団的自衛権行使の必要性を強調しているが、「米艦が攻撃を受けた場合」「米国への弾道ミサイルの迎撃」など、非現実的な事例を並べて国民を脅かし、集団的自衛権行使容認を押し付けることは、許されない。

「報告書」はまた、集団的自衛権行使の容認に加えて、「軍事的措置を伴う国連の集団安全保障措置への参加」について、「憲法上の制約はない」とし、「多国籍軍」に「制約」なく参加することを容認さえている。集団的自衛権行使も、「多国籍軍」への参加も容認されれば、まさしく憲法9条をなきものにする暴論であって、断じて許されない。

一、「報告書」は、日本をとりまく「安全保障環境の変化」を、解釈改憲を進める唯一の理由として繰り返している。しかし、北東アジアに存在する紛争と緊張を解決するうえで必要なことは、平和と安定の枠組みをつくるための外交戦略である。軍事的対応の道を進むことは、緊張を高めことにしかならない。

一、憲法9条は、農業を発展させるうえで不可欠であり、9条なくして農業と食糧、農山村を守ることはできない。農民連は、「戦争する国づくり」のあらゆる企てに断固として反対する。

同時に、憲法を守り生かす立場の人々はもとより、戦争に日本が参加することに反対するあらゆる人々、集団的自衛権の行使は明文改憲によらなければならないと考える人々を含めた共同を追求し、国民運動を大きく発展させて安倍暴走政治を包囲するために全力を尽くすものである。

以上